

## すまいるエフエム番組審議会規程

### (設置)

第1条 すまいるエフエム株式会社（以下「会社」という。）は、放送法第3条の4の規定に基づき、すまいるエフエム番組審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 審議会は、公共の福祉を増進し、放送番組の向上改善と適正を図るため、会社の放送番組を審議することを目的とする。

### (組織)

第3条 審議会は、朝霞市内及びその近隣市町村内に住所又は勤務地を有する学識経験を有する者のうちから代表取締役が選考し、委嘱する委員7名以上をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員総数の2分の1以上の出席があった場合成立する。

3 審議会は、原則として毎月1回開催する。

### (諮問事項)

第7条 審議会は、会社の代表取締役の諮問に応じて、次の事項につき審議し、その結果を代表取締役に答申する。

(1) 放送番組基準の判定又は変更に関する事項

(2) 放送番組編集の基本計画の判定又は変更に関する事項

(3) その他審議会の目的を達成するため必要と認める事項

(意見の具申)

第8条 審議会は、放送番組の向上改善と適正を図るため、必要があると認めるときは、代表取締役に対して意見を述べることができる。

(措置)

第9条 代表取締役は、審議会の答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければならない。

(放送内容の保存)

第10条 審議会は、放送法施行令第1条規定に基づき、会社に対し、必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

(事務局)

第11条 審議会の事務を処理するため会社に事務局を置く。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

この規程は、平成19年4月23日から施行する。